
プロジェクト 公正価値測定に関するガイダンス及び開示

項目 金融商品の時価に関する開示の検討③（レベル 3 を対象とする開示項目）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」（以下「IFRS 第 13 号」という。）における金融商品に関する開示項目を①全般的な開示項目（レベル 3 のみを対象とするわけではない開示項目）と②レベル 3 を対象とする開示項目に大別し、そのうち次に挙げる②の開示項目について、日本基準への導入の必要性を検討することを目的としている。

- (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（IFRS 第 13 号 93 項(d)）
- (2) 期首残高から期末残高への調整表（振替についての情報を含む。）（IFRS 第 13 号 93 項(e)）
- (3) 純損益に認識した未実現損益（IFRS 第 13 号 93 項(f)）
- (4) 企業の評価プロセスの説明（IFRS 第 13 号 93 項(g)）
- (5) 観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明（IFRS 第 13 号 93 項(h) (i)）
- (6) 観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響（IFRS 第 13 号 93 項(h) (ii)）

2. また、本資料の検討においては、審議事項(3)-2 で検討したように、適用対象企業について次の方向性としたうえで議論する。

- (1) 重要性が乏しいものは注記を省略することができる。
- (2) 連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。
- (3) 金融資産及び金融負債（又は保険契約から生じる負債）が総資産及び総負債の大部分を占める企業であって、これらの双方が事業目的に照らして重要な企業以外の企業は注記を省略することができる。
- (4) 貸借対照表において時価評価されるレベル 3 の金融商品の残高が貸借対照表において時価評価される金融商品の残高に比して重要性が乏しいと認められる企業は記載することを要しない。

なお、四半期開示は、別途検討を行う予定である。

II. 各開示項目の検討

重要な観察できないインプットに関する定量的情報

(財務諸表利用者にとっての有用性)

3. IFRS 第 13 号では、当該開示の目的を、財務諸表利用者が企業の価格決定モデルを複製できるようにすることではなく、個々のインプットに関する企業の見方が利用者自身の見方と異なっているのかどうかを利用者が評価し、もし異なっている場合には、企業の公正価値測定を利用者の意思決定にどのように織り込むかを決定するのに十分な情報を提供することであるとしている (IFRS 第 13 号 BC192 項)。
4. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでも、当該開示項目について、主に次のように前項と整合的な意見が聞かれている。一方で、開示されている情報が利用しづらいとの意見も聞かれている。
 - (1) 財務諸表利用者は自分の市場観に照らして、経営者が過度に楽観的又は悲観的であるか、あるいは妥当な見積りを行っているかの評価を行うことが可能となる。
 - (2) 公正価値測定的前提 (インプットなど) に関する開示があることにより、その公正価値測定的前提が異常ではないかを利用者が確認することが可能となる。
 - (3) 期限前償還率等の幅や加重平均値が詳細に開示されている実務があるものの、数値の幅が広く、情報として利用しづらい印象がある。

(財務諸表作成者にとっての追加的負担)

5. 財務諸表作成者に対するアウトリーチからは、当該開示項目について、期末日におけるレベル判定後に作成するものであり、また連結ベースで情報を収集するため、どのようなレベルで集約して開示するかによるが、インプットに関する定量的情報の作成には相応の時間が必要となる可能性があるとの意見が聞かれている。

(分析及び提案)

6. 財務諸表作成者は、当該開示項目の作成に相応の時間が必要となる可能性があるとしていたものの (第 5 項参照)、財務諸表利用者は、IFRS 第 13 号が想定しているのと同様の観点から当該開示項目が有用であるとしており (第 3 項及び第 4 項参照)、当該開示項目の有用性を勘案し、また国際的な整合性の観点から、レベル 3 の残高に重要性

が乏しい場合における注記の省略を含む第2項の適用対象企業を前提として、日本基準に導入することが考えられるがどうか。

7. なお、一部の財務諸表利用者からは、インプットの幅や加重平均値が詳細に開示されている実務があるものの、その幅が広く情報として利用しづらい印象があるとの意見も聞かれている（第4項(3)参照）。IFRS第13号は、インプットの幅や加重平均値の開示を義務付けておらず、設例17において例示しているに過ぎない。日本基準においても、財務諸表利用者にとって有用な開示が行われるよう、具体的な開示内容は財務諸表作成者に委ねることが考えられるがどうか。

期首残高から期末残高への調整表

（財務諸表利用者にとっての有用性）

8. IFRS第13号では、期首残高から期末残高への調整表は、特に2007年に始まった世界的な金融危機を考慮すると有用であるとの財務諸表利用者からのフィードバックが紹介されている。また、当該開示により、より多くの情報に基づく判断を行うことができ、本来的に主観的な公正価値測定の影響を分離できるようになり、それにより企業の報告利益の質を評価する能力が高まったとしている（IFRS第13号BC197項）。
9. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、期首残高から期末残高への調整表について、主に次のような意見が聞かれている。財務諸表利用者は、総じて、レベル3の残高の推移を把握するために有用な情報であるとしていた。ただし、一部の財務諸表利用者からは、増減理由を理解できるのであれば表形式にはこだわらないという意見もあった。
 - (1) 商品の残高の移動を確認するために有用である。また、我が国では純損益が重要視されており、純損益の認識額に関する情報も有用であると考えられる。
 - (2) 金融危機時において、市場流動性がなくなった商品がどれだけあるかなどを理解するためには、期首残高から期末残高への調整表は有用な情報であり、この情報を開示しないのであれば、労力をかけてレベル3を区分する意味もない。
 - (3) レベル3の残高が少なければ詳細な開示は必要ないと考えられるが、一定程度レベル3の残高がある場合、調整表という形式である必要はないが、レベル3の残高の増減理由を理解できる情報は有用であると考えられる。また、売買が多いトレーディングの金融商品は、調整表で求められる購入や売却といった情報は有用性が低いと考えられる。

(財務諸表作成者にとっての追加的負担)

10. 財務諸表作成者に対するアウトリーチでは、次のように、当該開示項目について、集計作業やシステム開発などに大きな負担がかかるとの意見が聞かれている。
- (1) 残高に比して、詳細な開示が求められており、集計作業にコストがかかると考えられる。また、期末日におけるレベル判定の後に作成が必要になることから、作成負担が大きい。
 - (2) 期首からのフローに関する情報を入手する必要があるため、レベルの変遷履歴保持のためのシステム開発等も必要となる可能性があり、負担が大きいと考えられる。
 - (3) 調整表に含まれる連結子会社の取引データを収集することが必要となり、負担が増大すると考えられる。

(分析及び提案)

11. 財務諸表作成者に対するアウトリーチからは、一様に作成コストが高いことが指摘されているものの（第 10 項）、財務諸表利用者からは、主観性が相対的に高いレベル 3 の商品の残高の推移や利益の質を把握するために有用な情報であり、レベル 3 を対象とする開示項目の中でも特に重要であるとの意見も聞かれている（第 8 項）。当該項目により主観性が相対的に高い商品に対する企業の保有状況及び当該商品の財務数値への影響を示す情報が財務諸表利用者へ提供されることに鑑み、当該項目の内容についてはコストに見合う情報の有用性がある可能性があると考えられる。

また、ASBJ 事務局が、我が国及び海外の IFRS 適用企業を対象に行った調査では、レベル 3 の金融商品を保有する企業の多くが当該項目を開示しており、国際的な会計基準との整合性の観点からも、当該開示項目を日本基準に含めることに意義があると考えられる。

したがって、レベル 3 の残高に重要性が乏しい場合における注記の省略を含む第 2 項の適用対象企業を前提として、期首残高から期末残高への調整表を日本基準に導入することが考えられるがどうか¹。

¹ なお、IFRS 第 13 号では、レベル 3 から又はレベル 3 への振替に関して、レベル間の振替時点の方針の開示も求められているが、当該開示は、レベル間の振替時点について柔軟な方法を実務で認めるものについて開示するものであり追加的なコストがかかるわけではなく、一方、レベル間の振替が起こったとみなす時点によって振替の金額が異なるため、当該開示は重要な情報であると考えられるため、レベル間の振替の開示を求める場合には、レベル間の振替時点の方針の開示も求めることが考えられる。

12. なお、一部の財務諸表利用者からは、売買が多いトレーディングの金融商品は、調整表で求められる購入や売却といった情報は有用性が低いと考えられるとの意見も聞かれている（第9項(3)参照）。IFRS第13号では、購入、売却、発行及び決済額は調整表の中で区別して開示することが求められている（IFRS第13号第93項(e)(iii)）が、仮に期首残高から期末残高への調整表を日本基準に導入する場合には、商品特性等（例えば、トレーディング目的の金融商品か否か、デリバティブか否か等）によって、購入、売却、発行及び決済額の開示の可否について検討することが考えられる。

純損益に認識した未実現損益

（財務諸表利用者にとっての有用性）

13. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、当該開示項目について、主に次のように、実現利益と未実現利益を区別して分析しているほか、価格変動リスクの判断材料にもなるため、有用であるとの意見が聞かれている。
- (1) IFRSを適用している金融機関に対する企業価値評価のアプローチにおいては、未実現損益と実現損益を明確に区別して分析している。
 - (2) 期末残高から生じた未実現損益の変動により純損益に認識した金額は、当期に認識された価格変動リスクの水準を判断する材料となる。
 - (3) トレーディングによる損益は一般に分析が容易ではなく、大きく市況が変わる場合の影響を検討するために、純損益にどのくらい未実現損益が含まれているかを理解することは有用となる可能性がある。

（財務諸表作成者にとっての追加的負担）

14. 財務諸表作成者に対するアウトリーチでは、「期首残高から期末残高への調整表」の一部としての意見があったが、当該開示項目について特段の意見は聞かれなかった。

（分析及び提案）

15. 当該項目により主観性が相対的に高い商品の公正価値測定の結果として生じる実現前の純損益の金額が財務諸表利用者に提供されることに鑑み、純損益に認識した未実現損益の情報に有用性がある可能性があると考えられるため、レベル3の残高に重要性が乏しい場合における注記の省略を含む第2項の適用対象企業を前提として、日本基準に導入することが考えられるかどうか。

企業の評価プロセスの説明

(財務諸表利用者にとっての有用性)

16. IFRS 第 13 号では、当該開示項目を導入した背景について、財務諸表利用者から、当該開示情報が、企業の公正価値の算定（特に、レベル 3 の公正価値の算定）の相対的な主観性を評価するのに役立つとの意見があったためと説明されている（IFRS 第 13 号 BC200 項）。
17. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、次のように、当該開示項目について開示を望むとの意見や財務諸表の中で開示することに意味があるとの意見が聞かれた一方で、財務諸表の中で開示することが適当か検討すべきであるとの意見もあった。
 - (1) コーポレート・ガバナンスの専門家からは、企業の評価プロセスに関する開示は、その後の経営者との議論の出発点となる可能性があるため、開示を望むとの意見が聞かれている。
 - (2) ありきたりな開示になるとしても、財務諸表の中で開示することにより、企業の責任感が高まる可能性があり、意味があると考えられる。
 - (3) 企業の評価プロセスに関する情報について、財務諸表の中で開示すべきか否かは検討が必要となると考えられる。

(財務諸表作成者にとっての追加的負担)

18. 財務諸表作成者に対するアウトリーチでは、当該開示項目について特段の意見は聞かれていないが、当該開示項目は、レベル 3 の時価に対する企業のガバナンス等に関する定性的な記述であるため、財務諸表作成者にとっての追加的負担は大きくないと考えられる。

(分析及び提案)

19. 財務諸表利用者が当該項目の開示を望んでいるほか、財務諸表作成者にとっての追加的負担は大きくないことが想定されるため、レベル 3 の残高に重要性が乏しい場合における注記の省略を含む第 2 項の適用対象企業を前提として、当該項目についても日本基準に導入することが考えられるがどうか。

なお、第 17 項(3)の財務諸表の中で開示すべきかとの点については、現行の日本基準でも金融商品に係るリスク管理体制（企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」第 40-2 項(1)③及び企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に

関する適用指針」第3項(3)²⁾に関する開示が要求されており、「企業の評価プロセスの説明」について財務諸表の中で開示することについて、現行の日本基準における開示と整合性が欠けることとはならないと考えられる。

観察できないインプットの変化に対する感応度の記述的説明

(財務諸表利用者にとっての有用性)

20. IFRS 第13号では、当該開示項目は、財務諸表利用者に次の情報を提供するとしている（IFRS 第13号BC207項）。

- (1) 重要な観察できないインプットが公正価値の測定に与える方向上の影響（増加方向又は減少方向）に関する情報
- (2) 「重要な観察できないインプットに関する定量的情報」との組合せにより、個々のインプットに関する企業の見方が財務諸表利用者自身の見方と異なっていたかどうかを評価し、相違があった場合には、企業の公正価値の測定を自らの意思決定にどのようにして織り込むかを決定するための情報
- (3) 特定の資産又は負債（例えば、複雑な金融商品）の評価になじみのない利用者に対して、価格決定モデルに関する情報

21. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、次のように、前項(3)と整合的な意見が聞かれている。

- (1) 金融商品の知識がある専門家にとっては当然のことしか書かれていないとの印象があり、開示されていなくても問題とならない。一方で、定性的な情報の作成コストは限定的と考えられ、金融商品の知識が多くない読み手には当該情報は有用となる可能性があると考えられる。
- (2) 定性的な感応度の記述については、想定される利用者からすると、当然の内容であると考えられ、有用性は低いと考えられる。

(財務諸表作成者にとっての追加的負担)

22. 財務諸表作成者に対するアウトリーチでは、当該開示項目について特段の意見は聞かれていないものの、前項(1)にもあるように、当該開示項目は金融商品の価格変動に関

²⁾ 「金融商品に係るリスク管理体制には、リスク管理方針、リスク管理規程及び管理部署の状況、リスクの減殺方法又は測定手続等が含まれる。」とされている。

する定性的な開示であるため、財務諸表作成者にとっての追加的負担は大きくないと考えられる。

(分析及び提案)

23. 当該開示項目についても、特定の財務諸表利用者にとっては有用な可能性があり、財務諸表作成者にとっての追加的負担は大きくないことが想定されるため、レベル3の残高に重要性が乏しい場合における注記の省略を含む第2項の適用対象企業を前提として、日本基準に導入することが考えられるがどうか。

観察できないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の影響

(財務諸表利用者にとっての有用性)

24. IFRS 第13号では、当該開示項目は、財務諸表利用者に、測定の潜在的な変動可能性の感覚を提供するとしている。また、当該開示項目は、主観性のレベルが最も高い公正価値（レベル3の公正価値）の算定に係る観察できないインプットの変化に対する公正価値の感応度の情報を提供するものであり、市場リスク（金利リスクや為替リスク等）の将来の変化に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供するIFRS第7号「金融商品：開示」における市場リスクの感応度分析の開示とは異なると説明している（IFRS第13号BC208項及びBC209項）。
25. 財務諸表利用者に対するアウトリーチでは、次のように、レベル3のインプットは客観性が不高くないため代替的な仮定に関する開示は有用であるとの意見があった一方、分析の前提が明確でない場合には分析に使用することは困難であるとの意見もあった。
- (1) レベル3の商品はインプットの確度が高くなく、そのインプットの感応度を開示することは、特に金融危機時において有用であると考えられる。定量的な感応度分析についてどのような開示が望ましいかについては、アナリストが作成者との対話の中で提案していくものではないか。
 - (2) 定量的な感応度分析は、レベル3の金融商品の保有から生じ得る損益や自己資本への影響度合いを評価するにあたって有用であると考えられる。ただし、レベル3ポートフォリオを構成する金融商品の種類、性質等によって適切にグルーピングして開示されていない場合には、誤解を生じさせる可能性があり、有用な開示とはならない可能性があると考えられる。
 - (3) 定量的な感応度分析は、企業の分析の前提が明らかにならない限り、当該情報を使用することは困難であると考えられる。

- (4) 定量的な感応度分析で開示されている数値の幅が広く、これを基に試算を行うにしても、想定すべきシナリオも明確でないと考えられ、アナリストとして当該情報の使用方法が明確でなく、有用な情報かどうか判断できないと考えられる。

(財務諸表作成者にとっての追加的負担)

26. 財務諸表作成者に対するアウトリーチでは、次のように、作成の負荷が高いとの意見や自社で時価算定できない商品には当該分析が行うことができないとの意見が聞かれている。
- (1) リスク部署と協議の上、新規の決算フロー構築並びにリスク管理方法の見直しやシステム改修が必要であり、実務負担が重い可能性があると考えられる。また、期末日におけるレベル判定の後に、レベル3の商品に対して定量的な感応度分析を実施することとなるため負荷が高いと考えられる。
- (2) レベル3の資産は自社で時価算定できない商品が多く、定量的な感応度分析が困難となる場合が考えられる。

(分析及び提案)

27. 財務諸表作成者に対するアウトリーチからは、一様に作成コストが高いことが指摘されているものの(第26項)、財務諸表利用者からは、インプットの客観性が高くないレベル3のインプットの感応度を開示することは有用であるとの意見が聞かれている(第25項)。

経営者の判断に基づく定量的な開示により、主観性が相対的に高い商品を保有する企業における経営者のリスク評価を財務諸表利用者が理解できる可能性があることに鑑み、コストに見合う情報の有用性がある可能性があると考えられるため、レベル3の残高に重要性が乏しい場合における注記の省略を含む第2項の適用対象企業を前提として、日本基準に導入することが考えられるかどうか。

28. なお、財務諸表利用者から、企業の分析の前提が明らかにならない限り、当該情報を使用することは困難であるとの意見が聞かれている(第25項)が、当該項目の計算方法は決まったものがあるわけではなく、その方法は経営者の判断に基づき決定されるものである。この点、IFRS第13号では、当該開示について、合理的に考え得る代替的な仮定を反映するための変更の影響をどのように計算したのかを開示しなければならないとされており、開示の定めとして当該記載も含めることが考えられる。

ディスカッション・ポイント

レベル3を対象とする開示項目に関する事務局の提案について、ご質問又はご意見を頂きたい。

以 上